

規制の事前評価の審査結果について（概要）

- 各府省は、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき、法律又は政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う場合には、事前評価を実施することが平成19年10月から義務付けられている。
- 平成21年に実施された規制の事前評価106件（11府省）について、規制の事前評価の実施に関するガイドラインに沿って設定した点検項目により、評価のやり方を点検し、今後の課題を提起。
- 評価ごとに個別に点検し、その結果を明らかにしたのは今回が初。



【今回の審査結果のポイント】

- ・ ガイドラインで費用及び便益を金銭価値化又は定量化により分析することが求められているにもかかわらず、このような分析が行われているものはわずか。
- ・ ガイドラインで費用と便益の関係を定量的な手法を用いて分析することが求められているにもかかわらず、このような分析が行われているものはみられない。
- ・ ガイドラインで代替案との比較が求められているにもかかわらず、代替案についての記述が評価書にないものが1割程度みられる。

■ 審査結果と今後の課題

【点検項目】

- 発生・増減することが見込まれる具体的な費用の要素が挙げられているか。その際、定量化又は金銭価値化して示されているか。
- 発生・増減することが見込まれる具体的な便益の要素が挙げられているか。その際、定量化又は金銭価値化して示されているか。

【点検結果】

- ・ 遵守費用（注1）について金銭価値化されている評価の割合は6%（106件中6件）。
- ・ 行政費用（注2）について金銭価値化されている評価の割合は1%（106件中1件）。
- ・ 便益について金銭価値化されている評価の割合は1%（106件中1件）、定量化されている評価の割合は2%（106件中2件）。

（注1） 規制を受ける国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用。行政への申請費用（書類の作成や提出等）、国民や事業者内部における費用（設備の導入や維持等）などが含まれる。

（注2） 規制主体において発生する費用で、当該規制の導入に要する費用（制度化のための研究や必要な施設、設備等）や規制導入後に要する費用（検査、モニタリング、増員等）が含まれる。

今後の課題

客観的な評価を行うためには、費用及び便益は、可能な限り金銭価値化又は定量化して示すことが望まれる。

内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省

費用について金銭価値化されている例

「個室ビデオ店等に係る消防用設備等の基準改正」（総務省）

<規制の内容>

個室ビデオ店等に煙感知機の設置、火災警報ベルの増設等を義務付け。

個室ビデオ店等における自動火災報知設備の改修費用（全国ベース）を概算（遵守費用）。
2,104,000円（1店舗当たりの費用）×734店（全国の対象店舗）＝1,544,336,000円

便益について金銭価値化されている例

「我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図るため、非化石エネルギー源の利用と化石エネルギー原料の有効な利用を促進する政策」（経済産業省）

<規制の内容>

エネルギー供給事業者に対し、太陽光発電による電気の利用に係る適正な対価での買取り、バイオ燃料・バイオガスの利用等を義務付け。

CO₂排出量の削減による便益を概算。

CO₂クレジット単価を3,000円/t-CO₂、2020年度における化石エネルギー使用量削減に伴うCO₂削減量を13百万t-CO₂と想定し、約2,800億円（割引後）を試算。

【点検項目】

- 費用と便益の関係の分析（規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化できるかどうか）が行われているか。

【点検結果】

- ・すべての評価が費用分析（注3）又は定性的な分析を用いており、費用便益分析（注4）や費用効果分析（注5）を用いているものはみられない。
- ・環境省の3件は、費用と便益の関係が分析されていない。

（注3） 便益が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに便益の方が費用より大きい場合等に、便益の詳細な分析を行わず、費用を中心に分析するもの

（注4） 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析するもの

（注5） 一定の定量化された便益（効果）を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析するもの

今後の課題

- ・費用と便益の関係の分析を適切に行う必要がある。
- ・費用と便益の関係の分析に当たっては、可能な限り「費用便益分析」や「費用効果分析」といった定量的な手法を用いて分析することが望まれる。

内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省

費用と便益の関係が分析されていない例

「汚染土壌処理業に関する許可制の新設」（環境省）

<規制の内容>

汚染土壌の適正な処理を図るため、汚染土壌の処理業について、都道府県知事の許可制を導入。

「本制度を新設することにより、無許可業者による不適正な処理及び不法投棄行為を防止することが可能となる。」と便益の説明にとどまっている。

【点検項目】

- 費用及び便益の分析対象期間が設定されているか。

【点検結果】

分析対象期間が設定されている評価の割合は1%（106件中1件）。

今後の課題

分析対象期間として個別の事例に応じた適切な期間を明示していく必要がある。

内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省

分析対象期間が設定されている例

「我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図るため、非化石エネルギー源の利用と化石エネルギー原料の有効な利用を促進する政策」（経済産業省）

<規制の内容>

エネルギー供給事業者に対し、太陽光発電による電気の利用に係る適正な対価での買取り、バイオ燃料・バイオガスの利用等を義務付け。

規制導入初年度を2011年度とし、当面の目標年度である2020年度末までを分析対象期間として設定。

【点検項目】

- ベースライン（注6）以外の代替案を設定し、当該案と代替案の比較考量の結果を示しているか。
（注6） 規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況
- 規制緩和の場合においては、規制の廃止も代替案として比較が行われているか。

【点検結果】

- ・ ベースライン以外の代替案を提示している評価の割合は83%（106件中88件）、代替案は想定されないとしている評価の割合は4%（106件中4件）。
一方、代替案についての記述がない（ベースラインを代替案としているものを含む。）評価の割合は13%（106件中14件）。
- ・ 規制の廃止を代替案として比較を行っている評価の割合は8%（12件中1件）。

今後の課題

- ・ 想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、比較考量を行っていくことが必要である。
代替案が想定されない場合には、その旨を説明することが必要である。
- ・ 規制緩和の場合において、当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行うことが望まれる。
廃止以外の代替案との比較を行っている場合において、当該規制を廃止することが想定されないときは、その旨を説明することが望まれる。

（内閣府、公正取引委員会、金融庁、総務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省）

ベースラインを代替案として設定し、比較考量を行っている例

「青少年自立支援地域協議会の事務に従事する者又は事務に従事していた者の秘密保持義務の新設」（内閣府）

「青少年自立支援地域協議会の事務に従事する者又は事務に従事していた者の秘密保持義務を課さない」はベースラインであるが、これを代替案として設定。

【点検項目】

- レビューを行う時期又は条件を記載しているか。

【点検結果】

レビューを行う時期又は条件が記載されている評価の割合は96%（106件中102件）。

今後の課題

規制の事前評価に係るレビューを適切に実施していくことが必要である。

〔厚生労働省及び国土交通省〕

レビューを行う時期又は条件を記載していない例

「成田国際空港株式会社法の一部を改正する法律案」（国土交通省）

<規制の内容>

成田空港の適正な管理・運営を確保するため、成田国際空港株式会社について総株主の議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止等の規制を導入。

当該規制について、レビューを行う時期又は条件が記載されていない。

(参考)

審査した規制の事前評価における規制の新設又は改廃の区分

(単位：件)

府 省	実施 件数	規制の新設等	規制の新設等・ 規制の緩和	規制の緩和	規制の廃止
内 閣 府	1	1 (100%)	—	—	—
公正取引委員会	1	1 (100%)	—	—	—
国家公安委員会 ・警察庁	2	1 (50.0%)	—	1 (50.0%)	—
金 融 庁	30	18 (60.0%)	7 (23.3%)	5 (16.7%)	—
総 務 省	8	2 (25.0%)	1 (12.5%)	5 (62.5%)	—
文部科学省	1	—	1 (100%)	—	—
厚生労働省	13	9 (69.2%)	2 (15.3%)	1 (7.7%)	1 (7.7%)
農林水産省	5	5 (100%)	—	—	—
経済産業省	15	10 (66.7%)	5 (33.3%)	—	—
国土交通省	15	15 (100%)	—	—	—
環 境 省	15	13 (86.7%)	2 (13.3%)	—	—
計 11府省	106	75 (70.8%)	18 (17.0%)	12 (11.3%)	1 (0.9%)

(注) 「規制の新設等」は、規制の新設・追加・強化・拡充をいう。

規制の事前評価と総務省が行う審査

対象となる「規制」とは・・・「国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用」
例えば、営業開始の許可・認可等、基準違反した場合等の営業停止命令、成分等の表示義務、名義貸しの禁止等

規制の新設・改廃を行おうとする際に、事前評価を実施し、その結果を政策決定への有用な情報として提供し、判断の材料とすることがきわめて重要。

国民への説明責任    規制の質の向上

平成19年10月から規制の新設・改廃時にその効果・負担等について事前評価を行い、公表することを義務付け

規制のプラス面
＝社会秩序の維持、安全、防災、環境保全、消費者保護等の政策目的の実現

比較して事前に評価

規制のマイナス面
＝国民の権利・活動を制限し義務を課すことにより、遵守費用などの負担を国民に発生

総務省による審査

